

「第8次宮城県地域医療計画（中間案）」に係るパブリックコメントを踏まえた修正一覧

<第5編第2章第5節 精神疾患>

最終案頁	修正後	修正前	意見 No.
103	<p>現状と課題</p> <p>2 医療提供体制の現状と課題</p> <p>(9) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仙台医療圏に所在する宮城県立精神医療センターは、施設が老朽化しており建替が必要な状態となっています。 ● 令和元(2019)年度に「県立精神医療センターのあり方検討会議」が設置され、宮城県立精神医療センターが担うべき役割についての報告書が提出されました。令和4(2022)年度には、整備場所の提案があり、建替に伴う移転再編について協議が行われています。建替にあたっては、宮城県の精神科医療提供体制の課題の解決を図ることができるように整備を進める必要があります。 	<p>現状と課題</p> <p>2 医療提供体制の現状と課題</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	【No.6】
107	<p>取り組むべき施策</p> <p>1 精神医療保健サービスへのアクセシビリティと相談・普及啓発体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 精神疾患に対する差別や偏見が無くなるよう、心のサポーター（精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心とした支援者）を養成し、精神疾患に係る普及啓発を推進します。 	<p>取り組むべき施策</p> <p>1 精神医療保健サービスへのアクセシビリティと相談・普及啓発体制の充実・強化</p> <hr/> <hr/> <hr/>	【No.6】
108	<p>2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害保健福祉圏域ごとに精神科病院や精神科診療所、市町村、障害福祉サービス事業所、保健所等が地域の課題解決のため、役割や連携の在り方について検討を行う協議の場を効果的に運営・活用し、<u>アウトリーチ支援を含めた支援体制の整備を図ります。また、</u>保健サービス（保健所や市町村保健師の訪問支援等）や障害福祉サービスとともに、精神科病院や精神科診療所においても往診や訪問診療、訪問看護、デイケア等、患者の状況に合わせた医療の提供を推進します。 	<p>2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害保健福祉圏域ごとに精神科病院や精神科診療所、市町村、障害福祉サービス事業所、保健所等が地域の課題解決のため、役割や連携の在り方について検討を行う協議の場を効果的に運営・活用し、<u>支援体制の整備を図り、</u>保健サービス（保健所や市町村保健師の訪問等）や障害福祉サービスとともに、精神科病院や精神科診療所においても往診や訪問診療、訪問看護、デイケア等、患者の状況に合わせた医療の提供を推進します。 	【No.11】
108	<p>5 多様な精神疾患等</p> <p>(1) 統合失調症</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>地域に潜在している精神保健に関する課題を抱える方に対しては、必要に応じ、市町村、保健所、精神保健福祉センター等との連携のもとに、多機関・多職種によるアウトリーチ支援を行います。</u> 	<p>5 多様な精神疾患等</p> <p>(1) 統合失調症</p> <hr/> <hr/>	【No.11】
108	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域において継続治療が行えるように訪問看護や、市町村、保健所などによる相談<u>のほか、</u>精神科病院・精神科診療所との連携や障害福祉サービス事業所など関係機関との連携により、<u>アウトリーチ支援を含めた</u>重層的な支援体制の整備を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域において継続治療が行えるように訪問看護や、市町村、保健所などによる相談<u>や訪問</u>のほか、精神科病院・精神科診療所との連携や障害福祉サービス事業所など関係機関との連携により、<u>重層的な支援体制の整備を推進</u>します。 	【No.11】